

平成19年から

あなたの所得税・住民税が変わります。

「地方のことは地方で…」との方針で「税源移譲（ぜいげんいじょう）」が実施されます。税源移譲では、所得税（国税）と住民税（地方税）の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることになり、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。

所得税 平成19年1月分から適用→4段階の税率を**6段階に細分化**

住民税 平成19年6月分から適用→3段階の税率を**一律10%に**
(県民税4%・町民税6%)

税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は変わりませんが、ほとんどの場合は1月から所得税が減り、6月から住民税が増えます。



「どう変わるの？」
「何が変わるの？」

●定率減税が廃止されます

暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が廃止されます。（所得税は平成19年1月分、住民税は平成19年6月分から）

●住民税の老年人非課税措置が廃止されましたが、平成19年度までは経過措置がとられています。

年齢に関わらず、公平に負担を分かち合うという観点からこの措置が廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するために経過措置がとられています。

